平成２９年（フ）第３９５号
千葉市中央区仁戸名町423番地16
債務者　古川　　弘
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４１７号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区１棟101号
債務者　定岡美枝子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４８号
千葉県船橋市八木が谷１丁目２番３―103号
債務者　徳田　和紀
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５５号
千葉県市川市曽谷６丁目30番７号（アガサハイツ202号）
債務者　吉岡　道代
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３号
川崎市川崎区南町７番地24　ルミネスキョーワ　310
債務者　志村　喜三
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
川崎市多摩区生田２丁目19番17号　コーポリバーサイドⅡ　205
債務者　片山　佑太
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
川崎市幸区北加瀬１丁目28番25―１号
債務者　磯野真美子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
川崎市川崎区浅田３丁目15番18号　梅田荘　201
債務者　小野めぐみ
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
川崎市宮前区菅生ケ丘32番１―105号　市営住宅
債務者　中村　里子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
川崎市宮前区野川3994番地２　ビューハイム野川　301
債務者　高谷　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
川崎市多摩区菅仙谷３丁目１番11―303号
債務者　小松　葉子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
川崎市高津区末長１丁目３番６号　ヒルズすえなが
債務者　町田　恵里（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
川崎市川崎区小田２丁目13番17号　ランドフォレストM川崎新町　402、前住所神奈川県横須賀市船越町２丁目71番地　クオス田浦301
債務者　佐久間敏裕
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
川崎市中原区宮内４丁目４番３号　雪平ビル401
債務者　杉本　　健
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
川崎市川崎区中瀬３丁目８番２号　オーチャードハウス　202
債務者　塩村　隆子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
川崎市多摩区宿河原４丁目27番19号　第２富士見荘　101
債務者　池田　　泰
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係